

2025年3月26日

医療機関様 各位

株式会社アップセル
〒532-0011
大阪市淀川区西中島3丁目11-26
Auroraビル5階
TEL:06-6886-9883
FAX:06-6886-9884

医療DX推進体制整備加算の見直し対応について

令和7年4月より、医療DX推進体制整備加算が、以下の基準に基づき6つの区分（加算1～6）に細分化されます。

- 電子処方箋の導入の有無
- 新たな「マイナ保険証利用率の実績要件」（令和7年4～9月）

電子処方箋を導入していれば、加算1～3、未導入であれば、加算4～6です。

また、マイナ保険証利用率については、当該加算を算定する月の3～5月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率の最高値を用いることができます（例えば令和7年4月に加算を算定するためには、令和6年11月～令和7年1月の最高値を利用率実績とします）。

| 適用時期（診療年月） | 令和7年4月～9月 |
|-------------------|-----------|
| 加算1(12点)・加算4(10点) | 45%以上 |
| 加算2(11点)・加算5(9点) | 30%以上 |
| 加算3(10点)・加算6(8点) | 15%以上※ |

※小児科特例：小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年（令和6年1月1日から同年12月31日まで）の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする

注意点

- 今後新たに当該加算を算定される場合、及び、加算1～3のいずれかを算定される場合は、事前に弊社までお知らせください。施設基準の登録をします
- 毎月オルカにマイナ利用率の登録が必要です。算定する時期の基準となるマイナ利用率の登録をすることで、初診、小児科外来診療料・小児かかりつけ診療料の初診の自動算定時に、当該加算を自動発生します（当該加算を算定されない医療機関様は、マイナ利用率の登録は不要）
- 以下に該当する場合は、厚生局への届出が必要です（既に当該加算を算定していて、4月以降は加算4～6を算定する場合は、届出直しは不要）
 - 新たに当該加算を算定する場合
 - 加算1～3を算定する場合
 - 小児科特例を活用する場合

マイナ保険証利用率の設定

令和7年4月適用月（診療年月）以降の設定方法が変更されました。4月以降、当該加算を算定する場合は、以下の手順を確認し、3月中に、マイナ保険証利用率の登録を行ってください。

1. 総合ポータルサイトから送信されるメール「マイナ保険証利用率等のお知らせ」にて、以下のような文がありますので、確認します
(例) 「貴施設における医療DX推進体制整備加算（4月適用分）対象利用率の最高値：40%（R7年1月診療月分・レセプトベース利用率）」
2. 業務メニュー画面の「91 マスタ登録」、「101 システム管理マスタ」を選択します
3. 管理コード「1006 施設基準情報」を選択し、有効期間一覧から最新の期間を選び「確定」を押します
4. 施設基準情報設定画面右下の「医療DX」を押すと、マイナ保険証利用率入力画面が表示されます
5. 対象年を確認し、該当月に利用率を入力して「登録」を押します

※令和7年4月に当該加算を算定する場合は、「令和7年4月」欄にマイナ保険証利用率を入力する必要があります（以下の画面印刷参照）

(W03)システム管理情報-施設基準情報設定

有効期間 R 6.11. 1 ~ 99999999

| コード | 施設基準 | フラグ |
|------|----------------------|-----|
| 4022 | 看護職員処遇改善評価料 1 5 5 | 0 |
| 4023 | 看護職員処遇改善評価料 1 5 6 | 0 |
| 4024 | 看護職員処遇改善評価料 1 5 7 | 0 |
| 4025 | 看護職員処遇改善評価料 1 5 8 | 0 |
| 4026 | 看護職員処遇改善評価料 1 5 9 | 0 |
| 4027 | 看護職員処遇改善評価料 1 6 0 | 0 |
| 4028 | 看護職員処遇改善評価料 1 6 1 | 0 |
| 4029 | 看護職員処遇改善評価料 1 6 2 | 0 |
| 4030 | 看護職員処遇改善評価料 1 6 3 | 0 |
| 4031 | 看護職員処遇改善評価料 1 6 4 | 0 |
| 4032 | 看護職員処遇改善評価料 1 6 5 | 0 |
| 4033 | 医科入院料の通則9及び歯科入院料の | |
| 4034 | 抗菌薬適正使用体制加算 | |
| 4035 | 医療DX推進体制整備加算 (医科・歯科) | |
| 4036 | 時間外対応加算2 | |
| 4037 | 看護師等遠隔診療補助加算 | |
| 4038 | 特定集中治療室遠隔支援加算 (特定集) | |
| 4045 | 経腸栄養管理加算 | |
| 4046 | 看護補助体制充実加算1 (療養病棟注) | |
| 4047 | 看護補助体制充実加算2 (療養病棟注) | |
| 4048 | 看護補助体制充実加算1 (障害者施設) | |
| 4049 | 看護補助体制充実加算2 (障害者施設) | |
| 4051 | 急性期充実体制加算2 | |
| 4052 | 小児・周産期・精神科充実体制加算 | |
| 4053 | 看護補助体制充実加算1 (急性看護) | |

マイナ保険証利用率 対象年 令和 7年

| | | | |
|----|------|-----|---|
| 1月 | % | 7月 | % |
| 2月 | % | 8月 | % |
| 3月 | % | 9月 | % |
| 4月 | 40 % | 10月 | % |
| 5月 | % | 11月 | % |
| 6月 | % | 12月 | % |

※令和7年4月からは算定月に対象利用率の最高値を設定

F1 戻る F2 クリア F6 前年 F7 翌年 F12 登録

医療DX 確定

6. 確認画面が表示されるので、「OK」を押します
7. 「戻る」で業務メニュー画面まで戻り、「21 診療行為」入力画面にて、4月1日以降の診療日で、初診自動算定時に、当該加算が正しい区分で自動発生するか確認してください

案内は以上です。ご不明点等ございましたらご連絡いただきますようお願いいたします。